



(公印・割印省略)

2小長第2077号
令和3年3月22日

小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

小郡市長 加地 良光
(市民福祉部長寿支援課)

小郡市地域密着型サービス運営委員会委員の推薦について（依頼）

早春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、当市の高齢者福祉行政におきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記委員会委員として島田 昇二郎様の推薦をいただき、委員として参加していただいておりますが、今回の任期が令和3年3月31日をもって満了となります。

つきましては、下記により、貴職から委員を改めて推薦していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 推薦書・同意書

別紙「小郡市地域密着型サービス運営委員会委員推薦書」

「小郡市地域密着型サービス運営委員会委員同意書」

推薦をお願いする委員数 1名

2. 任期

令和3年4月1日～令和6年3月31日まで

3. 小郡市地域密着型サービス運営委員会規則

別紙のとおり。

4. 提出期限

令和3年3月29日（月）まで

※ 期間が短く、大変ご迷惑をおかけ致しますがよろしくお願いします。

5. 問合せ先・提出先

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

小郡市役所 市民福祉部 長寿支援課

電話番号 72-2111 内線452 担当 中原

小郡市地域密着型サービス運営委員会委員推薦書

令和 年 月 日

小郡市長 加地 良光 殿

所 属

代表者名

印

標記について、下記の者を小郡市地域密着型サービス運営委員会委員として推薦します。

所 属	
職 名	
氏 名	
連絡先（住所）	
連絡先（電話番号）	

小郡市地域密着型サービス運営委員会委員同意書

この度、依頼がありました、小郡市地域密着型サービス運営委員会委員の
委嘱について、同意いたします。

小郡市長 加地 良光 殿

令和 年 月 日

団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

小郡市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿(平成30年度～令和2年度)

番号	条項	組織等	団体・組織名	委員氏名
1	第3条第1項第1号	介護保険事業に携わる者	社会福祉法人 青壽会	山津 真規子
2	第3条第1項第1号	介護保険事業に携わる者	社会福祉法人 長生会	柳 茂
3	第3条第1項第1号	介護保険事業に携わる者	医療法人社団 豊泉会	白木 肇
4	第3条第1項第2号	医療・看護に携わる者	小郡三井医師会	島田 昇二郎
5	第3条第1項第2号	医療・看護に携わる者	小郡三井歯科医師会	牛嶋 眞徳
6	第3条第1項第3号	保健・福祉の携わる者	養護老人ホーム 池月苑	肥山 浩二
7	第3条第1項第4号	介護保険被保険者	小郡市老人クラブ連合会	野口 憲治
8	第3条第1項第4号	介護保険被保険者	おごおり女性協議会	釘本 和子
9	第3条第1項第5号	社会福祉協議会 代表	小郡市社会福祉協議会	吉塚 邦之
10	第3条第1項第6号	民生委員・児童委員協議会 代表	小郡市民生委員 ・児童委員協議会	山口 陽助
11	第3条第1項第7号	小郡市介護認定審査会 代表	小郡市介護認定審査会	古川 哲也

○小郡市地域密着型サービス運営委員会規則

平成17年12月6日

規則第34号

改正 平成30年4月1日規則第13号

平成30年6月22日規則第19号

令和2年2月17日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、介護保険事業に係る地域密着型サービスの公平かつ公正な運営に資するため、小郡市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、地域密着型サービスに関する次の事項について協議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する意見具申
- (2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(平30規則13・一部改正)

(運営委員会の委員)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護保険事業に携わる者
- (2) 医療・看護に携わる者
- (3) 保健・福祉に携わる者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 社会福祉協議会代表
- (6) 民生委員・児童委員協議会代表
- (7) 小郡市介護認定審査会代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(平30規則13・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表者等から意見を聴くことができる。

(平30規則13・一部改正)

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、運営委員会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行わなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、市民福祉部長寿支援課において処理する。

(平30規則19・令2規則6・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日規則第19号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月17日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。